

事件名：損害賠償請求事件	法分野：著作権法
東京地方裁判所民事第 25 部平成 27 年（2015 年）4 月 28 日判決（平成 24 年（ワ）第 17815 号）Westlaw. Japan2015WLJPCA04286003（原告控訴）	
<p>【事案の概要】</p> <p>原告（NHK）が、小説を原作としたテレビドラマを制作するため、作家から当該小説の著作権の管理委託を受けていた被告（講談社）との間で、原作の使用許諾について交渉を進めつつ、テレビドラマ制作の準備を進めていたところ、脚本について原作者の承認が下りず、講談社が、映像化許諾契約を白紙に戻したいと申し出たため、NHKは、テレビドラマの制作を断念し、講談社に対して、原作使用許諾契約の債務不履行に基づく損害賠償、又は映像化に関する原作者からの許諾を得ることが確実であると信頼させたことについて、契約締結上の過失を理由とする不法行為に基づく損害賠償として、6059万3844円の支払を求めた事案。</p>	
<p>【争点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原告と被告の間に映像化許諾契約が成立し、被告に同契約上の義務違反があったか。 2. 被告が原告に対して本件映像化を白紙に戻すと告げたことは、契約締結上の過失による不法行為に該当するか。 	
<p>【事実認定】</p> <p>経緯（原告X 被告Y）</p> <p>H23. Xは、本件小説を原作とするドラマをH24.5からBSで全4回放送することを決定</p> <p>9.22 X Y、映像化の可否を問い合わせ、企画書を送付</p> <p>9.29 XとY、映像化について打ち合わせ</p> <p>10.11 X脚本家決定</p> <p>11.15 Y X、ドラマ化に向けた作業を進めて良いと電話</p> <p>11: X脚本執筆依頼、出演者選定、音楽・美術等、制作に必要な作業開始</p> <p>12.19 X Y、第1話脚本準備稿送付</p> <p>12.22 XY、脚本打ち合わせ、Y X、映像化許諾契約書案送付</p> <p>12.26 Y X、このままでは映像化の許諾は出来ないとメール</p> <p>H24 1.10 X Y、第1話の脚本修正稿、説明資料送付</p> <p>1.19 Y X、作家のコメント送付</p> <p>1.22 X Y、第1話の第3稿、2話の第3稿送付</p> <p>1.24 Y X、第1話、第2話のコメントは第3話、第4話を見てからと返事。 X、Yの質問に対し、撮影開始は2月6日予定と回答</p> <p>1.25 X Y、第3話、第4話の準備稿送付</p> <p>1.30 X Y、原作者の了解得られるまで撮影スケジュール凍結を申し入れ Y X、原作者の書簡（このまま進めるのであれば白紙に）を交付</p> <p>1.31 X Y、冒頭のシーン再考する。違和感を覚えている項目の詳細教えて欲しい。</p> <p>2.2 Y質問状、X冒頭シーン再考案</p> <p>2.3 X回答書、制作中止はあり得ず、いかなる努力も惜しまない。</p> <p>2.5 Y映像化の企画を白紙に戻す、新たな提案あれば優先的に検討と告げる。</p> <p>映像化許諾契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告は、本件映像作品のプロット及び脚本を直ちに被告に提出し、被告の確認及び承認を経て本件映像作品の制作を開始するものとする。 ・被告は、プロット及び脚本の修正を求めることが出来る。 ・本件映像作品が本件小説のイメージ又は著作者人格権を著しく損なうと認められたときは、被告は、改変を申し立てる権利を有する。 	

【争点に対する判断】(結論：請求棄却)**判示事項1：映像化許諾契約の成否及び義務違反の有無**

被告が作成した契約書案には、被告の承認が得られない場合には、原告は映像作品の制作を開始することが出来ないという定め(脚本確認条項)がある。

これまで、原告・被告間においては、原告が脚本確認条項は検閲に等しいと異議を述べ、映像作品の放映後に契約締結日をバックデートして契約が締結されることが多かった。この場合、映像化許諾契約の成立時期は、上記脚本確認条項の意味が失われる時点である被告が脚本を承認した時であったと解するのが相当である。

原告が映像作品の制作開始を前提とした準備を進めるに至ることを認識しつつ、ドラマ化に向けた作業を進めて良いと告げたとしても、脚本の承認を得られる状況にはなかった以上、直ちに映像化許諾契約の成立を認めることは出来ない。

原告は、脚本確認条項は、編集権に関する介入であると判断し、契約書案についての検討結果を回答しなかった。他方、原作者から著作権の管理委託を受けていた被告にとって、脚本確認条項は、原作者の意に反する改変の有無を確認し、同一性保持権を保障するため不可欠の構成要素であったと認められ、本件条項なしには、映像化許諾契約を締結する可能性はなかったものと言わざるを得ない。

以上によれば、原告と被告間で映像化許諾契約が成立したと認めることは出来ない。

判示事項2：映像化の白紙撤回は、契約締結上の過失による不法行為に該当するか

原告が契約書案の送付を受けた H23.12.22 の時点において、被告が本件契約書案どおりの内容であれば、契約を締結する意思があり、脚本の承認をもって映像化許諾契約が成立し、映像制作を開始する事が出来るとの期待を有するに至ったと認められる。

しかしながら、原作者は同一性保持権を有するから、原作者の意向に反するような改変を加えた脚本を制作することは許されず、映像化許諾契約が締結されるとの原告の期待は、その限度でのみ法的保護を受ける。原作者が承認することが出来るような脚本を制作することは、基本的に原告側の責務である。

もっとも、文芸作品を映像化する際には、映像作品の特徴に即した脚色をすることが不可欠となる。例えば、原作者が合理性に欠けるような些細な点にこだわっており、このような原作者の意向を尊重したのでは映像作品としておよそ成り立たなくなるような例外的な場合には、同一性保持権の濫用となり得る。

被告は、原作者の意向を正確に原告に伝え、原告の脚本の意図を正確に原作者に伝えることにより、意思疎通を図り、誠実に交渉をすべき信義則上の注意義務を負うものであり、脚本が原作者の意向に沿わないものである場合に、それが主として被告の上記義務を怠ったことに起因するときは、脚本の承認と映像作品の制作に対する期待を不当に損なうものとして、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

本件

原告は、映像作品の特性を踏まえて、原作にはない主人公が実家に立ち寄るシーンを脚本の第1話に組み込んだが、原作者は、作品の中心テーマである母と娘の確執についての描かれ方が違うという感想を持ち、被告は、H23.12.22の最初の打ち合わせの時からその点を指摘していたが、第3稿までこのシーンが残されていた。

原作者が強い思い入れを持つ交差点のシーンが出てくる第4話の脚本が被告に示されたのは、1月25日であり、描き方が原作と比べて軽いものとなっていた。

撮影開始日は2月6日であり、延期が可能なのは1週間から10日に過ぎず、原作者が、このまま映像化の話を進めるとすれば、意に沿わない脚本のまま映像化されてしまうと危惧したのは無理もない。他方、原告が重視していた主人公が実家に立ち寄るシーンについては、これがないと映像化が成り立たなくなるようなものではなかったから、原作者が脚本を承認しなかったことが、同一性保持権の濫用にわたるとまでは言えない。

被告が当初原告側に伝えた脚本を承認するための譲れない条件は、主人公と母の確執や交差点のシーンの重要性に言及しておらず、焦点を外したものであったと評さざるを得ず、被告から原告に伝えられた意見についても、曖昧で分かりにくい言い回しに止まっていた感がある。

しかし、その主な原因は、撮影開始日が2月6日であることが伝えられたのが、1月24日であり、原告が被告に対して、いつまでに脚本を仕上げる必要があるのかについて十分な認識を持たせていなかった点にあったものといえる。

原告は、最終的には、原作者の意向を踏まえて脚本を大きく見直す方針に転換し、撮影スケジュールも一定の範囲で延期が可能であったが、原告に対する不信感が絶頂に達していた原作者との関係では、遅きに失した。

原告による原作者との面談要請をことごとく拒絶した被告の担当者の判断は疑問であるが、被告は、原告に対し、メールや原作者のコメントや書簡を出しており、その内容は原作者の意向を正確に反映していたと出ることが出来る。被告は、原告が、原作者のコメントを見て原作者の意向に沿った脚本を提示してくる可能性があると考えていたことがうかがわれ、直接の打ち合わせを設ける緊急性に思い至ってなかったとしても、被告の担当者を強く非難することは出来ない。

被告において、原告に対する配慮に欠ける面があったことは否定できないが、原告側の問題との対比において、原作者と原告との意思疎通の円滑を図ると共に、誠実に交渉をすべき信義則上の注意義務に違反したとは言えない。

【コメント】

被告による原作者の意向の伝え方に曖昧な点があったこと、原作者との面談要請を全て拒否した被告の判断については、問題があると思われるが、認定された事実からは、契約締結に至らなかった主な原因が、出版社側の信義則違反とは言えないと考えられるため、結論は妥当である。

原作使用許諾契約の締結前に映像作品の制作が開始されることは実務では珍しくないが、最終的に許諾が得られなかった場合のリスクは、権利者側に信義則違反がない限り、原則として制作者側が負わざるを得ないと思われる。

本判決は、「当該改変がないと映像化が成り立たなくなるような例外的場合」には、同一性保持権の濫用として、同一性保持権の行使が制限されると述べているが、本件では、翻案権の許諾契約は締結されておらず、被告は、諾否の自由を有しているから、被告による脚本の不承認は、同一性保持権を理由としなくても可能である。従って、同一性保持権の濫用か否かは問題にならない事案であったと考えられる。